

令和 6 年度真庭市国民保護計画の変更について

真庭市国民保護計画(平成 19 年 2 月策定、平成 28 年 2 月一部変更)を変更するため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条第 8 項の規定により報告するもの。

1 主な変更事項

区 分	主 な 内 容
(1)岡山県国民保護計画変更に伴う修正	○NBC（核・生物・化学）攻撃の特徴及び主な対応について追記等
(2)真庭市地域防災計画の表現との整合	○「障がい者」を「障がいのある人」に変更（第 2 編第 1 章ほか）
(3)市民への情報伝達手段等を追加	○全国瞬時警報システム（J ALERT）の整備 について追記
(4)組織名称の変更、統計数値の時点修正等	○施行令における所管省庁の変更 ・生活関連等所轄官庁 27 条 3 号について厚生労働省から国土交通省に変更 ・28 条 7 号文部科学省から原子力規制委員会に変更 ○現時点の真庭市組織機構による名称等の変更 ○気候、人口分布、大字別人口、人口密度等統計数値の修正 ○文言の追加・修正